

視覚・聴覚障がいの支援

9-1 手話通訳者の設置

窓口：障がい福祉課（電話 53-4059 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

市役所に来庁する聴覚に障がいがある方のために手話通訳を行います。

※ 手話通訳者は障がい福祉課に設置していますので、地域振興局での利用を希望される場合は、事前に連絡してください。

【対象者】

手話通訳を必要とする方

9-2 手話通訳者の派遣

窓口：障がい福祉課（電話 53-4059 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

手話通訳を必要とする聴覚障がい者に対し、手話通訳者を派遣します。

【対象者】

市内に在住又は在勤する聴覚障がい者

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳

9-3 要約筆記者の派遣

窓口：障がい福祉課（電話 53-4059 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

要約筆記を必要とする聴覚障がい者に対し、要約筆記者を派遣します。

【対象者】

市内に在住又は在勤する聴覚障がい者

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳

9-4 点字図書

窓口：松阪市松阪図書館（電話 21-3190）
三重県視覚障害者支援センター（電話 059-228-6367）

○ 松阪市松阪図書館

点字図書コーナーがあります。

所在地 松阪市川井町 772 番地 10

開館時間 午前 9 時～午後 7 時

休館日 月曜日、毎月最終金曜日（ただし、12 月は 28 日になります）

年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）、特別館内整理期間（毎年 1 回 10 日以内）

○ 三重県視覚障害者支援センター

三重県が設置した目の見えない方・見えにくい方のための情報提供施設です。

視覚に障がいのある方々に点字・録音図書の閲覧、貸出等を行い情報を提供するとともに、視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談等に応じ、必要な情報の提供及び支援をしています。

《図書部門》

点字・録音図書等の貸出や対面朗読、プライベートサービスをしています。また、点訳・音訳ボランティアの協力を得て、図書等の制作をしています。

郵送又はインターネットを利用して全国にある点字・録音図書の本を利用することができます。

なお、目で文字を読むことが困難な方で、該当する身体障害者手帳をお持ちの方は、図書郵送料が無料です。

所在地 津市桜橋 2 丁目 131

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休館日 日曜及び祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

参考：「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワーク

→ <http://www.sapie.or.jp>

「サピエ」とは、視覚障がい者に点字図書やデイジー図書等を提供するインターネット上の電子点字図書です。

9-5 視覚障がい者（児）生活訓練事業

窓口：障がい福祉課（電話 53-4082 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

視覚障がい者（児）に対して、歩行訓練や生活訓練、コミュニケーション訓練等を行います。

【対象者】（次のいずれかに該当）

- ① 身体障害者手帳で視覚障がいの認定を受けている方
- ② 視覚に障がいのある難病患者の方

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳

※ 難病の場合は、特定疾病（指定難病）受給者証が必要です。

【訓練内容】

視覚障がい者生活訓練専門指導員が自宅等に訪問して、継続的な歩行訓練、日常生活訓練、相談等を行います。訓練内容は個別の生活状態に応じて計画します。

【委託先】

NPO 法人アイパートナー

住 所：514-0027 津市大門7-15 津センターパレス4階

電 話：090-5034-3691

【利用料】

原則として無料です。ただし、訓練内容によっては実費負担が必要です。